

○嘉麻市第二種運転免許取得補助金交付規程

平成30年3月12日

告示第8号

改正 令和元年10月1日告示第62号

令和2年12月14日告示第99号

(題名改称)

令和6年3月15日告示第8号

令和8年6月5日告示第47号

(目的)

第1条 この告示は、就業機会の拡大及び人材の確保を図り、もって市内を運行する乗合バス路線及び市内タクシー事業の維持確保を図るため、大型、中型又は普通第二種運転免許を取得した者に対する、予算の範囲内における嘉麻市第二種運転免許取得補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(全部改正〔令和2年告示99号〕)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 資格 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する大型、中型又は普通第二種運転免許をいう。

(2) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得て、市内を乗合運行する事業者をいう。

(3) タクシー事業者 道路運送法第4条に定める一般旅客自動車運送事業の許可を得て、市内に事務所を置く事業者をいう。

(一部改正〔令和2年告示99号・6年8号〕)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、自ら資格を取得した者であつて、補助金の交付申請時において次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市の住民基本台帳に登録されている者

(2) 19歳以上の者

(3) 資格の取得に要した費用の支払いを行った者

(4) 乗合バス事業者又はタクシー事業者に乗合バス乗務員若しくは市内を運行するタクシー乗務員として採用されている者

(一部改正〔令和2年告示99号・6年8号・8年47号〕)

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、資格取得に係る教習料金とする。ただし、補助金の交付を申請する日の前日から起算して6月前までの経費を対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、嘉麻市第二種運転免許取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 運転免許証の写し等資格取得を証明する書類

(2) 資格取得に要した費用の領収書の写し

(3) 乗合バス事業者又はタクシー事業者に乗務員として採用されたことを証明する書類

(一部改正〔令和2年告示99号〕)

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の適否を決定したときは、嘉麻市第二種運転免許取得補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により、その決定の内容及びこれに付する条件を申請者に通知するものとする。

(一部改正〔令和元年告示62号・2年99号〕)

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、第7条により補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を交付した日から起算して3年以内に乗合バス事業者又はタクシー事業者の乗務員を離職したとき。

(3) 補助金を交付した日から起算して3年以内に嘉麻市から転出したとき。

(一部改正〔令和元年告示62号・2年99号〕)

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(嘉麻市補助金等交付規則との関係)

第11条 この告示に定めのない補助金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）の定めによらなければならない。

(追加〔令和元年告示62号〕)

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔令和元年告示62号〕)

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日告示第62号）

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に手続中の補助金等は、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月14日告示第99号）

(施行期日)

1 この告示は、令和 2 年 1 2 月 1 4 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に手続中の補助金等は、なお従前の例による。

附 則 (令和 6 年 3 月 1 5 日告示第 8 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 8 年 6 月 5 日告示第 4 7 号)

この告示は、令和 8 年 6 月 5 日 から施行し、改正後の嘉麻市第二種運転免許取得補助金交付規程の規定は、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

嘉麻市第二種運転免許取得補助金交付申請書

年 月 日

嘉麻市長 様

嘉麻市第二種運転免許取得補助金交付規程第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	住 所	〒 - 嘉麻市		
	電話	- -		
	ふりがな			
	氏 名	※本人が呼書きしない場合は、記名押印してください。		
	生年月日	年 月 日	年 齢	
勤務先	住 所	〒 -		
	電話	- -		
	会社名			
教習所	名 称			
	住 所	〒 -		
	電話	- -		
	教習期間	年 月 日 ~	年 月 日	
免 許 交 付		年 月 日交付		
振 込 先	金融機関	銀行・信用金庫 農協・郵便局		本店・支店 所
	ふりがな			
	名義人氏名		口座番号	普通 ・ 当座
補 助 金	教習料等(A)	円		申請額 (A) × 1/2 (千円未満切り捨て)
				円

（注）太枠内について記入してください。

添付書類

- （１）運転免許証の写し等資格取得を証明する書類
- （２）資格取得に要した費用の領収書の写し
- （３）乗合バス事業者又はタクシー事業者に乗務員として採用されたことを証明する書類

嘉麻市第二種運轉免許取得補助金（交付・不交付）決定通知書

様

記

- イ この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、嘉麻市を被告として（訴訟において嘉麻市を代表する者は、嘉麻市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし上記アの審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。